

公益社団法人滋賀県看護協会 広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人滋賀県看護協会（以下「本会」という）が管理する情報発信媒体への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本会の情報発信媒体に広告を掲載することにより、財源を確保するとともに、会員サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はその恐れがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 公衆に不快の念又は恐怖を与える恐れがあるもの
- (9) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (10) 本会の広告事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるもの
- (11) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) 反社会勢力が関与すると認められるもの
- (14) 特定の病院又は看護専門学校等が行うもの
ただし、本会会長（以下「会長」という。）が会員にとって有益であると認めるものについてはこの限りでない。
- (15) その他掲載を行う広告として不適当であると会長が認めるもの

(広告媒体の種類等)

第4条 会長は、広告媒体の種類、規格、掲載位置、募集方法、広告掲載料及び選定方法等を別途定めるものとする。

(審査等)

第5条 掲載する広告の可否等については、常務理事会で協議し、会長が決定するものとする。ただし、会長が特に必要と判断するものについては、常務理事会の協議を経て、理事会で協議した上で、会長が決定する。

(要綱の改正)

第6条 この要綱は、常務理事会の承認により改正することができる。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

附 則

この要綱は、令和6年7月10日から施行する。